

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第45号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲)		(市町村が処理する事務の範囲)	
第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第3条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 条例別表 第9号の表 2の2の項 第7号に規 定する特定 都市河川浸 水被害対策 法(平成15 年法律第77 号)の施行 に係る事務 のうち規則 に基づく事 務であって 別に規則で 定めるもの	新潟県特定都市河川浸水被害 対策法施行細則(令和7年新潟 県規則第22号。以下この項にお いて「規則」という。)に基づく 事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第4条の規定による 工事の着手の届出に係る書 類の受理及び県への送付 (2) 規則第5条の規定による 工程の終了の報告に係る書 類の受理及び県への送付	5 (略)	(略)
6 (略)	(略)	6 (略)	(略)
7 (略)	(略)	7 (略)	(略)
8 (略)	(略)	8 (略)	(略)
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)
11 (略)	(略)		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。